

大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会(第1回) 議事概要

1. 検討会の概要

日 時：2016年11月22日(火) 17:00~19:00

場 所：中央合同庁舎第8号館4階407-2会議室

出席者：林座長、石川委員、井ノ口委員、篠崎氏(小田委員代理)、合田委員、
今野委員、佐々木委員、重川委員、徳森委員、野里氏(廣瀬委員代理)、
細貝委員、松永委員、三好委員、米野委員 ほか

2. 議事概要

各検討課題等についての委員等からの主な意見は次のとおり。

(1) 既存ストックの有効活用、民間団体等との連携について

- 東日本大震災の際に、宮城県は2.6万戸の応急借上げ住宅を提供したが、事務手続きに非常に苦労した。大規模災害時における行政の事務負担を軽くしておかないと、制度が破綻し、本当に必要なところに支援が行き渡らない恐れがある。
- 東日本大震災後の東北では、親族から物件を借りて居住するケースも多く見られた。南海トラフ地震の被災地域ではこうした例が多いと考えられるため、法制度上でどう扱うかが課題である。また、人口の流出を避けるために、仮設住宅の建設を優先する例も見られたことから、今後の検討にあたって考慮する必要がある。
- 応急借上げ住宅の家賃支払いが遅れる原因の一つに、添付書類の不備や記載漏れ等をチェックする自治体職員数の不足が上げられる。東日本大震災の際も、家賃支払いが遅れていたため、教訓を活かす必要がある。また、大規模災害時には自治体の枠を超えた対応が必要となるため、事前に全国での仕組みづくりが必要ではないか。
- 東日本大震災の際には、各自治体と住宅関係団体が結んでいた協定が十分に機能しなかった。協定を活用して業界団体が支援するためには、行政の担当部署における異動時の引継ぎや、マニュアル作成、協定団体と行政の定期的な打合せや訓練の実施等が必要である。
- 応急借上げ住宅は迅速に提供できるが、建物毎に条件が異なる。マッチングのルールを事前に決めておくことが必要ではないか。
- 要配慮者向けの賃貸住宅を確保するためには、入居可能な住宅の登録に加え、各自治体間の連携が必要である。また、自治体職員に膨大な作業量が生じるため、マンパワー不足に対する支援強化も必要となる。
- 小さな子供がいる等の理由から避難所利用を遠慮して、最初から民間賃貸住宅に行く人もいる。また、避難所が不足することも予想されるため、民間賃貸住宅を要配慮者の避難所として使うことについても検討してはどうか。
- 首都直下地震や南海トラフ地震の場合、在宅避難など、避難所と仮住まいの「間」のフェーズを考えないと対応しきれないだろう。
- 罹災証明が出ないと公的支援が受けられないため、スピードアップが必要である。また、仮設住宅の供給について、政令指定都市にも権限を与えることによって迅速に対応できるのではないか。

- 民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として活用することは良いが、一時的に避難するケースもあるため、全て自動的に応急借上げ住宅として良いのかよく検討する必要がある。民間賃貸住宅に被災者が入居する際の課題は、ニーズ把握とマッチングに時間がかかることであり、業務オペレーションの標準化が必要である。通常の民間賃貸住宅の契約方法にできるだけ合わせることで、これらの課題が解決できるのではないかと。

(2) 応急建設住宅の迅速な供給等のための準備について

- 東日本大震災では、標高が低い沿岸部の土地が津波によって使えなくなったため、内陸部に用地を確保する必要が生じた。また、がれきの仮置場や外部からの支援機関の活動拠点等が、応急建設住宅の用地と重なる恐れがあるため、それぞれ用地を事前に決めて、情報を共有しておくことが大切である。
- 東日本大震災でも熊本地震でも用地の確保に手間取った。用地の確保は地震が起こらないと思っている地域も含めて実施すべきである。
- 建設仮設の仕様を決めるには、国、県が協議する必要があるため、事前に取り組んでおくことよ。平時からの備蓄も供給のスタートを遅らせないために必要ではないかと。
- 東日本大震災では、風呂の追い炊き機能等の追加が必要となり、人手が足りない中で手戻りが発生した。仕様について過去の教訓を反映させることが必要である。
- 木造の応急仮設住宅はプレハブに比べると短期間での供給戸数は劣るが、狭小地に建設が可能であり、地域の雇用を生み出すことができるというメリットもある。
- 東日本大震災では応急建設住宅の品質に大きな差があったので、品質のレベル確保のために、仕様の共有化が必要である。
- 応急建設住宅について、居住空間としてのクオリティの仕様を予め標準化しておくことが必要ではないかと。
- 複数県が同時被災する大規模災害の場合、仮設住宅の仕様や供給スピードなどの様々な点で、広域での情報共有が必要になるため、留意することが必要である。
- 応急修理を行うにあたり、各自治体が協定を締結しているが、個々の事業者レベルでの登録を進める必要がある。また、大規模地震時には瓦の供給戸数が不足する点も課題であり、代替手段を検討する必要があるのではないかと。

(3) 広域避難発生時における被災者の住まいの確保について

- 首都直下地震や南海トラフ地震では、被災者は地域に留まらず、地域外で住宅再建することが予想される。こうした場合に備え、自治体を越えて避難する被災者についての被災者台帳の運用方法を検討する必要がある。
- 応急借上げ住宅の場合、何を持って生活再建と考えるのか難しい。応急借上げ住宅に入居した後も、個々の被災者で多様な課題が生じており、被災者個々のニーズ把握が重要である。

(4) 住宅再建・生活再建を促進するための支援のあり方について

- 現行の法令では、支援にあたって借家層と持家層の区別はなく、所得要件も設定されていない。被災者といっても、公的支援がなくても自力で生活再建できるような方もいれば、要介護者のように集住してケアができる環境でサポートが必要な方もいる。被災者の状況を考慮して、早期自立に向け

た手立てを考えていく必要があるのではないか。

- 応急借上げ住宅については、高齢者、障害者、母子家庭等の要配慮者の入居後のケアを考えることが必要。仮住まいの提供は県の役割であるが、実際には住宅ストックの多い政令市にたくさんの被災者が流入してくるため、被災者のケアについては、市レベルでも考える必要があるのではないか。

(5) 復興まちづくりとの連携について

- 県外や市町村外の応急借上げ住宅に居住した人に対する、避難生活の支援や住宅再建に関する情報提供・支援を、誰がどのように行うかが課題となる。特に住宅再建については、どのように元の居住地に戻ってもらうかも重要となる。
- 復興まちづくりとの連携の観点から、被災地短期借地権の活用を検討するべきではないか。
- 災害公営住宅の供給では、通常の民間工事では行われたい見積もりを求められ、業者が非常に苦労した経験から、住宅会社の持っている積算の仕組みを活用し、労力の削減とスピードアップを図るべき。
- 全半壊した建物の公費解体が進まないと、自力での住宅再建が進まない。解体が長引くと、地元に戻ってこない可能性もある。自力再建可能な被災者が速やかに住宅再建できるように、公費解体を速やかに実施する必要がある。
- 急いで復興することで被災者が土地を求めて地価が上昇するという側面もある。人手がなく、住宅供給側の能力が落ちている中で、住宅再建には長時間を要するという前提に立って、プログラムを考えることが必要ではないか。

以 上